

鳥取縣公報

昭和二十二年四月廿二日
第千八百三號

火曜日

本管ノ大キサハ國定規格ヲ凡列

告示

◇鳥取縣告示第五百二十二號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により鳥取縣東伯郡下中山村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を地方長官に對し求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十二年四月二十六日より
同年四月三十日まで

◇鳥取縣告示第五百二十三號

價格等取締規則第二條の規定により「八橋オコシ」の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、届出人住所名稱及び氏名

東伯郡八橋町大字徳萬

三共農産物加工所

代表者 河 野 貞 見

二、届出品名及び價格

(一) 品名 八橋オコシ

(二) 最終販賣價格 單位一枚 (包裝付) 二圓〇〇

三、この告示後物價廳長官又は知事が別の額の指定をしたときはこの届出價格は失効する。

四、物價調整上必要があると認めるときはこの物品の販賣につき制限もしくは禁止をすることがある。

◇鳥取縣告示第五百二十四號

昭和二十二年二月鳥取縣告示第四十五號(葡萄糖液の販賣

價格届出の件)中次のように改正する、

昭和二十二年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

の(一)を次のように改める。

單位 〇〇及一五〇〇(物品税)

鳥取縣告示第百五十五號

生計費指授資料調査員を左の通り任免した。

昭和二十二年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

新任者 解任者 職務執行 任免年月日

田中 則義 小林亀久治 鳥取市 昭和二十二年四月三日

松本源太郎 江嶋登美子 同 右 同 右

鳥取縣告示第百五十六號

産婆名簿に次の者を登録した。

鳥取縣告示第百五十六號

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 八頭郡國中村大字石田百井一六二

現住所及開業地 同

昭和二十二年四月十六日第一、一四七號

出 邊 富 子

大正十四年十一月十一日生

本籍地 米子市錦町二丁目二七

現住所及開業地 同

昭和二十二年四月十六日第一、一四八號

原 妙 子

大正八年五月十日生

本籍地 東伯郡小鴨村大字生田五七六

現住所及開業地 鳥取市西町一三二

昭和二十二年四月十六日第一、一四九號

安 達 か ね

明治二十七年十一月五日生

本籍地 大阪市此花區春日毘町中六丁目三

現住所及開業地 東伯郡上北條村大字中江二六八

昭和二十二年四月十六日第一、一五〇號

田 中 富 子

明治三十五年十二月二十五日生

本籍地 鳥取縣能美郡比田村大字西比田一 二六一

現住所及開業地 西伯郡手間村大字寺内一三

昭和二十二年四月十六日第一、一五一號

池 田 藤 枝

明治四十年七月十一日生

本籍地 鳥取市北本寺町三二

現住所及開業地 東伯郡上井町大字福庭四三七ノ四

昭和二十二年四月十六日第一、一五二號

山 下 二 葉

明治三十九年四月二十一日生

本籍地 鳥取縣小鴨河村大字繁峰二二

現住所及開業地 鳥取市東品治町一七八 山本太郎方

昭和二十二年四月十六日第一、一五三號

眞 先 秀 子

大正十三年六月二十日生

本籍地 鳥取市吉方町一八〇

現住所及開業地 鳥取市本町二丁目一八

日本醫療團鳥取縣中央病院

昭和二十二年四月十六日第一、一五四號

中 林 親 枝

明治四十四年九月二十八日生

本籍地 東伯郡上小鴨村大字蔵内七八ノ一

現住所及開業地 同

昭和二十二年四月十六日第一、一五五號

藤 井 た の

明治四十三年九月二十九日生

本籍地 西伯郡手間村大字天浦八八三

現住所及開業地 同

昭和二十二年四月十六日第一、一五六號

森 田 すす子

大正七年三月十六日生

鳥取縣告示第百五十七號

産婆名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十二年四月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前本籍地 西伯郡蓬坂村大字住吉八六

現本籍地 東伯郡舍人村字藤津七五八
前住所及開業地 東伯郡赤碓町大字赤碓一、四四五
現住所及開業地 同

昭和二十二年三月二十二日婚姻により前姓「關井」を「遠藤」に並本籍變更により産婆名簿訂正方願出たので昭和二十二年四月十六日訂正

大正八年八月十一日生

前本籍地 八頭郡佐治村大字森原一七
現本籍地 八頭郡佐治村大字加瀬本一三三二七
前住所及開業地 同
現住所及開業地 同

昭和二十二年三月三十一日婚姻により前姓「中村」を「西尾」に並本籍變更により産婆名簿訂正方願出たので昭和二十二年四月十六日訂正

大正五年十月二十日生

前本籍地 西伯郡外江村工五五二
現本籍地 兵庫縣多紀郡篠山町立町二四九ノ一
前住所及開業地 西伯郡外江村二、六六五

現住所及開業地 西伯郡外江村二、七七三
昭和二十二年四月十二日婚姻により前姓「濱田」を「鎌倉」に並本籍住所變更に依り産婆名簿訂正方願出たので昭和二十二年四月十六日訂正

明治四十年二月二日生

本籍地 八頭郡若櫻町大字若櫻二二二
前住所及開業地 鳥取市南行徳一八七 井上とみ方
現住所及開業地 鳥取市東品治町一〇ノ一

昭和二十二年三月二十五日住所及開業地變更により産婆名簿訂正方願出たので昭和二十二年四月十六日訂正

大正六年三月三十一日生

本籍地 米子市博勢町二丁目二五五
前住所及開業地 米子市博勢町二丁目二
現住所及開業地 日野郡黒坂町大字下黒坂一九
昭和二十二年四月九日住所及開業地變更により産婆名簿訂正方願出たので昭和二十二年四月十六日訂正

明治四十三年三月十四日生

彙報

鳥取縣教育民生部長

行旅死亡人周知方について

(心當の向は直接取扱市町村長宛照會されたい)

一、取扱者 山形縣南村山郡西郷村長

(一) 本籍、住所、氏名、生年月日 不詳 六十歳位の男

(二) 人相 身長五尺二寸位 顔形細長 色白 頭髮五分刈り髪交り 目口鼻其の他普通

(三) 着衣 本綿のシャツ セミ夏衣 開襟上衣ラシヤの外姿 本綿の内股引 ヨールテンの乗馬ズボン

(四) 所持品 本綿編風呂敷 手拭二枚 ヘンカチ一枚 小袋 個 鞆鬨帽一個

(五) 死亡の種別 縊死
右昭和二十二年二月十二日死亡発見し南村山郡細谷村大字細谷春光院墓地に假埋葬した。

二、取扱者 岐阜縣安八郡和合村長
(一) 本籍、住所 不詳 三十五才位の男
(二) 人相 勞働者風にして前齒に金冠下奥齒に銀冠あり
(三) 着衣 國防色の上衣 スレン生地のスボン メリ

ヤス下着

(四) 携帶品 なし

右昭和二十二年三月一日和合村大字下關にて横死し村營墓地に假埋葬した。

三、取扱者 岐阜縣吉城郡船津町長

(一) 本籍、住所、氏名、不詳 五十五歳位の男

(二) 人相 身長五尺二三寸位 容貌は丸顔、出齒、頭頂部圓形禿げ上り鬚髪一寸位にして濃し

(三) 着衣 メリヤス 毛糸シャツ二枚 黒色毛糸のチヨッキンパン 國防色の上衣 革帯二個 紺の股引及白木綿股引を着し地下足袋に草鞋を穿き鞆鬨帽にタオルを被つて居た。

(四) 携帶品 黒色袋に現金 壹百六拾五圓七錢 十一型銀の懐中時計ニツケル銷付 大型リツクサツタの内容品 飯盒一 ニューム大型辨當箱 眞鍮煙管

(五) 発見場所日時 岐阜縣吉城郡船津町大字瀧間山林中の炭焼竈の内 昭和二十二年三月十日

(六) 其他 屍体は三月十一日岡村墓地に假埋葬す。